中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の２第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：百万円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末						前期末					
		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用前		ＣＣＦ・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F（＝E／（C＋D））	A’	B’	C’	D’	E’	F’（＝E’／（C’＋D’））
1　現金	0												
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0												
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150												
4　国際決済銀行等向け	0												
5　我が国の地方公共団体向け	0												
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150												
7　国際開発銀行向け	0～150												
8　地方公共団体金融機構向け	10～20												
9　我が国の政府関係機関向け	10～20												
10　地方三公社向け	20												
11　金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150												
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150												
12　カバード・ボンド向け	10～100												
13　法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150												
（うち特定貸付債権向け）	20～150												
14　中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100												
（うちトランザクター向け）	45												